

令和8年第2回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和 8 年 6 月 1 日〕
〔第 2 回水戸市議会定例会〕

市議会議案第55号	水戸市市税条例の一部を改正する条例	1
〳 第56号	水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	5
〳 第57号	水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	7
〳 第58号	水戸市認定こども園の認定要件を定める条例及び水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
〳 第59号	水戸市駐車場条例の一部を改正する条例	11
〳 第60号	水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	13
〳 第61号	水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例	19
〳 第62号	水戸市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する条例	21
〳 第63号	指定管理者の指定について（児童遊園）	23
〳 第64号	市道路線の認定及び廃止について	25
〳 第65号	令和 8 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 号）	45
報 告 第 8 号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	49
〳 第 9 号	専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	53
〳 第10号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）	57
〳 第11号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）	59
〳 第12号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	61
〳 第13号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	63
〳 第14号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	65
〳 第15号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	67
〳 第16号	令和 7 年度水戸市一般会計継続費繰越計算について	69
〳 第17号	令和 7 年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について	71
〳 第18号	令和 7 年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について	75
〳 第19号	令和 7 年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について	77
〳 第20号	令和 7 年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について	79
〳 第21号	令和 7 年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について	81
〳 第22号	令和 7 年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について	83
〳 第23号	令和 7 年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について	85

報 告	第24号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	87
〳	第25号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	89
〳	第26号	一般財団法人水戸市農業公社の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	91
〳	第27号	一般財団法人水戸市公園協会の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	93
〳	第28号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	95
〳	第29号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	97
〳	第30号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	99

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第34条第1項ただし書中「及び第37条第1項」を「並びに第37条第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第37条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第62条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第37条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

第86条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

付則第9条中「から令和9年度まで」を「以後」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

付則第11条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第12条中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第13条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

付則第15条中「第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第33条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に、「第34条の2第10項」を「第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条第1項ただし書、第36条、第37条、付則第9条及び付則第11条第1項の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 令和9年1月1日

(2) 第86条の改正規定及び付則第5項の規定 令和9年4月1日

(3) 第29条第2項、付則第12条及び付則第15条の改正規定並びに付則第33条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに付則第4項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の水戸市市税条例（以下「新条例」という。）第37条第1項及び第2項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する公的年金等について提出したこの条例による改正前の水戸市市税条例第37条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第11条第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第33条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第33条第1項の土地等の譲渡について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 5 新条例第86条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例

水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年水戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「償却資産（）」の次に「所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第12条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部改正)

第2条 水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第48条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第64条中「第35条」の次に「、第48条」を加える。

第85条、第86条、第98条及び第103条中「第47条まで、第49条から」を削る。

(水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正)

第3条 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定

する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年水戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 水戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年水戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市認定こども園の認定要件を定める条例及び水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部改正)

第1条 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例（令和2年水戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「35人」を「30人」に改める。

付則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

(水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項及び第4項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第7項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

付則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における一の学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の水戸市認定こども園の認定要件を定める条例第5条第2号の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一の学級に在籍する園児の数については、第2条の規定による改正後の水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市駐車場条例の一部を改正する条例

水戸市駐車場条例（平成17年水戸市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

水戸市五軒町立体駐車場	14,000円	9,000円
-------------	---------	--------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月15日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の期間に係る水戸市五軒町立体駐車場の定期駐車の利用料は、同日前においても行うことができる。この場合において、当該定期駐車の利用料については、この条例による改正後の別表第2の規定を適用する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年水戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次の」を「用途の変更を伴わず、大規模の修繕、大規模の模様替又は次の」に、「おいて増築又は」を「おける増築若しくは」に改める。

第6条の見出しを「（建築物の容積率の最高限度）」に改め、同条第1項中「割合」の次に「（以下「容積率」という。）」を、「とする」の次に「第5項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

- (1) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（第8号から第10号までに掲げる建築物の部分を除く。）
- (2) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（以下「自動車車庫等部分」という。）
- (3) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（以下「備蓄倉庫部分」という。）
- (4) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（以下「蓄電池設置部分」という。）
- (5) 自家発電設備を設ける部分（以下「自家発電設備設置部分」という。）
- (6) 貯水槽を設ける部分（以下「貯水槽設置部分」という。）
- (7) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（以下「宅配ボックス設置部分」という。）
- (8) エレベーターの昇降路の部分
- (9) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- (10) 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の4の4で定める建築設備を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものとして同省令第10条の4の5で定める基準に適合するものに限る。）で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第6条に次の3項を加える。

3 前項第1号に掲げる建築物の部分の床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計に3分の1を乗じて得た面積を限度として、同項の規定を適用する。

4 次の各号に掲げる建築物の部分にあっては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として、第2項の規定を適用する。

- (1) 自動車車庫等部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫部分 50分の1
- (3) 蓄電池設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

5 建築物の敷地が、別表第3ア欄に掲げる区分の2以上にわたる場合は、同表イ欄に相当する数値は、同表イ欄に掲げる数値に当該敷地の各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものを合計した数値以下とする。

第7条の見出しを「(既存の建築物の容積率の最高限度の緩和)」に改め、同条中「前条」を「前条第1項」に、「若しくは大規模の模様替えをする場合」を「、大規模の模様替」に、「おいて」を「おける」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 増築又は改築に係る部分が、増築又は改築後において前条第2項第2号から第7号までに掲げる建築物の部分、エレベーターの昇降路の部分(当該エレベーターの設置に付随して設けられる同項第9号に掲げる建築物の部分を含む。)又は同項第10号に掲げる建築物の部分となること。
- (2) 増築前における前条第2項第2号から第10号までに掲げる建築物の部分以外の部分の床面積の合計が基準時(法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。)における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計(以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。)が、前条第4項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積(改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が当該各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計)を超えないものであること。

第8条(見出しを含む。)中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第9条の見出しを「(既存の建築物の容積率の最低限度の緩和)」に改め、同条中「若しくは大規模の模様替えをする場合」を「、大規模の模様替」に、「おいて」を「おける」に改め、同条第3号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第10条の見出しを「(建築物の建蔽率の最高限度)」に改め、同条第1項中「割合」の次に「(以下「建蔽率」という。)」を、「とする」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第4項中「耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「第2項第1号」を「第3項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 防火地域(近隣商業地域及び商業地域に限る。)内にある耐火建築物等

第10条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 防火地域（近隣商業地域及び商業地域を除く。）内にあるアに該当する建築物又は準防火地域内にあるア若しくはイのいずれかに該当する建築物

ア 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能（通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分及び防火戸その他政令第109条で定める防火設備に必要とされる性能をいう。イにおいて同じ。）を有するものとして政令第135条の20第1項で定める建築物（以下「耐火建築物等」という。）

イ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令第135条の20第2項で定める建築物（耐火建築物等を除く。第6項において「準耐火建築物等」という。）

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 建築物の敷地が、別表第5ア欄に掲げる区分の2以上にわたる場合は、同表イ欄に相当する数値は、同表イ欄に掲げる数値に当該敷地の各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものを合計した数値以下とする。

第10条に次の1項を加える。

6 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第3項第1号の規定を適用する。

第10条の次に次の1条を加える。

（既存の建築物の建蔽率の最高限度の緩和）

第10条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（敷地面積の制限の適用除外）」を付し、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前条の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも前条の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に違反することとなった土地

(2) 前条の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合するに至った土地

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第16条の2中「模様替え」を「模様替」に改める。

第16条の3第1項中「次項」を「第3項」に改め、同条第3項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 前項の建築物の各部分の高さは、地盤面からの高さによる。ただし、次の各号のいずれかに該当する

場合においては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に応じて建築物の各部分の高さの最高限度を定めた規定による場合における高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。
 - (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に応じて建築物の各部分の高さの最高限度を定めた規定による高さを算定する場合を除き、階段室等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の各部分の高さに算入しない。
 - (3) 棟飾等を取り付ける場合においては、当該建築物の各部分の高さに算入しない。
- 5 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に応じて建築物の各部分の高さの最高限度を定めた場合における第3項の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 建築物の前面道路が2以上ある場合においては、幅員の最大な前面道路の境界線からの水平距離がその前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35メートル以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が10メートルを超える区域については、全ての前面道路が幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
 - (2) 前号の区域以外の区域のうち、2以上の前面道路の境界線からの水平距離がそれぞれその前面道路の幅員の2倍（幅員が4メートル未満の前面道路にあっては、10メートルからその幅員の2分の1を減じた数値）以内で、かつ、35メートル以内のものについては、これらの前面道路のみを前面道路とし、これらの前面道路のうち、幅員の小さいものは、幅員の大きい前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
 - (3) 前2号の区域以外の区域については、その接する前面道路のみを前面道路とする。
 - (4) 前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線は、当該公園等の反対側の境界線にあるものとみなす。
 - (5) 建築物の前面道路が2以上ある場合において、その反対側に公園等がある前面道路があるときは、第1号の規定にかかわらず、当該公園等がある前面道路（2以上あるときは、そのうちの1）の境界線からの水平距離がその公園等の反対側の境界線から当該前面道路の境界線までの水平距離の2倍以内で、かつ、35メートル以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの水平距離が10メートルを超える区域については、全ての前面道路を当該公園等がある前面道路と同じ幅員を有し、かつ、その反対側に同様の公園等があるものとみなして、前号の規定によることができる。この場合においては、第2号及び第3号の規定を準用する。
 - (6) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

第16条の3第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の建築物の高さは、地盤面からの高さによる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（第4項第2号において

「階段室等」という。)の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物(第4項第3号において「棟飾等」という。)を取り付ける場合においては、当該建築物の高さに算入しない。

第16条の4中「模様替え」を「模様替」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(用途の変更に対する制限の緩和)

第16条の5 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第8条、第10条第1項、第14条、第16条第1項又は第16条の3第1項若しくは第3項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

第17条第1項中「及び第11条」を「、第8条、第11条及び第14条」に改め、同条第2項中「又は別表第6ア欄」を「、別表第6ア欄又は別表第7ア欄」に、「及び第11条」を「、第11条及び第14条」に改め、同条第3項を削る。

第18条中「第16条の3第2項」を「第16条の3第3項」に改める。

第21条第1項第3号中「第2項」を「第3項」に改める。

別表第2常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域の部住居系沿道地区の項エ中「別表第2(ろ)項第2号」を「別表第2(は)項第5号」に改め、同項オ中「エまで」を「オまで」に改め、同項オを同項カとし、同項エの次に次のように加える。

オ 事務所で床面積の合計が500平方メートル以内のもの(次に掲げるものを除く。)

(ア) 風営法の適用を受ける営業の用に供するもの

(イ) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するもの

別表第2県庁南地区地区整備計画区域の部低層住宅地区の項イ(エ)中「(平成元年法律第83号)」を削る。

別表第3中「、第17条」を削り、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

別表第4中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

別表第5中「、第17条」を削り、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改める。

別表第7中「第14条」の次に「、第17条」を加える。

別表第9備考を備考1に改め、同表備考に次のように加える。

2 河和田2丁目地区地区整備計画区域(低層住宅専用地区に限る。)、常磐元山地区地区整備計画区域(B地区に限る。)及び常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域にあつては、隣地境界線から真北方向への水平距離が4メートルだけ外側の線上の規則で定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして規則で定める基準に適合する建築物については、ウ欄を適用しない。

3 赤塚駅南口地区地区整備計画区域にあつては、法第56条第7項第1号に定める位置において確保される採光、通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位置において確保されるものとして政令第135条の6で定める基準に適合する建築物については、ウ欄を適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市赤塚1丁目第2児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市赤塚1丁目第3児童遊園	水戸市赤塚1丁目1933番15
----------------	-----------------

別表水戸市笠原町八ツ無地第14児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市笠原町八ツ無地第15児童遊園	水戸市笠原町884番69
-------------------	--------------

別表水戸市酒門町薊谷原児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市酒門町上千束児童遊園	水戸市酒門町1726番10
---------------	---------------

別表水戸市西原1丁目第1児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市西原1丁目第2児童遊園	水戸市西原1丁目3483番27
----------------	-----------------

別表水戸市平須町新山第2児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市平須町新山第3児童遊園	水戸市平須町1828番1339
----------------	-----------------

別表水戸市米沢町上組第1児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市米沢町上組第2児童遊園	水戸市米沢町294番6
----------------	-------------

付 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第62号

水戸市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を 改正する条例

水戸市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成27年水戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条中「10人」を「15人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 水戸市赤塚1丁目第3児童遊園
 - (2) 水戸市笠原町八ツ無地第15児童遊園
 - (3) 水戸市酒門町上千束児童遊園
 - (4) 水戸市西原1丁目第2児童遊園
 - (5) 水戸市平須町新山第3児童遊園
 - (6) 水戸市米沢町上組第2児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会
- 3 指定の期間 令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものとする。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条第1項 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

同条第2項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条第1項 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

同条第2項 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

同条第3項 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

別紙

1 路線の認定

路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
上中妻 305号線	起点 市道赤塚321号交点 水戸市赤塚1丁目2066番10地先	終点 市道上中妻306号交点 水戸市赤塚1丁目1933番15地先		393.38		1.89 ~4.00	再認定 道 路
上中妻 306号線	起点 市道上中妻283号交点 水戸市赤塚1丁目1993番4地先	終点 市道上中妻306号交点 水戸市赤塚1丁目1933番8地先		244.84		6.34 ~6.70	開発行為 道 路
笠原 321号線	起点 幹線市道14号交点 水戸市笠原町884番76地先	終点 市道笠原43号交点 水戸市笠原町1773番6地先		210.04		4.49 ~6.36	開発行為 道 路
笠原 322号線	起点 幹線市道14号交点 水戸市笠原町884番2地先	終点 市道笠原323号交点 水戸市笠原町884番66地先		127.37		6.35 ~6.36	開発行為 道 路
笠原 323号線	起点 市道笠原321号交点 水戸市笠原町884番83地先	終点 水戸市笠原町884番59地先		73.19		6.34 ~6.36	開発行為 道 路
笠原 324号線	起点 幹線市道16号交点 水戸市平須町1828番1327地先	終点 水戸市平須町1828番1326地先		70.73		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
笠原 325号線	起点 市道笠原324号交点 水戸市平須町1828番1330地先	終点 水戸市平須町1828番1336地先		42.15		6.35 ~6.37	開発行為 道 路
吉田 350号線	起点 市道吉田3号交点 水戸市米沢町294番1地先	終点 水戸市米沢町294番15地先		108.20		6.34 ~6.36	開発行為 道 路
吉田 351号線	起点 市道吉田64号交点 水戸市酒門町1715番10地先	終点 市道吉田353号交点 水戸市酒門町1726番7地先		100.09		6.36 ~6.38	開発行為 道 路
吉田 352号線	起点 市道吉田64号交点 水戸市酒門町1756番9地先	終点 水戸市酒門町1756番12地先		38.54		6.35 ~6.36	開発行為 道 路
吉田 353号線	起点 市道吉田64号交点 水戸市酒門町1726番16地先	終点 水戸市酒門町1726番10地先		78.96		6.35 ~6.36	開発行為 道 路

路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
吉 田 354号線	起点 市道吉田64号交点 水戸市酒門町1756番5地先	終点 水戸市酒門町1756番21地先		22.02		6.35 ~6.36	開発行為 道 路
渡 里 340号線	起点 市道渡里296号交点 水戸市堀町1844番29地先	終点 水戸市堀町1836番1地先		86.51		5.51 ~5.67	寄附道路
見 川 312号線	起点 市道見川121号交点 水戸市見川3丁目582番37地先	終点 市道見川203号交点 水戸市見川3丁目582番10地先		74.83		6.35	開発行為 道 路
千 波 190号線	起点 市道千波55号交点 水戸市千波町2909番44地先	終点 水戸市千波町2909番40地先		73.00		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
千 波 191号線	起点 市道千波4号交点 水戸市千波町2785番3地先	終点 水戸市千波町2780番2地先		120.49		4.01 ~4.19	寄附道路
千 波 192号線	起点 市道千波3号交点 水戸市千波町222番7地先	終点 水戸市千波町157番21地先		60.15		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
常 磐 362号線	起点 市道常磐185号交点 水戸市西原1丁目3483番3地先	終点 市道常磐190号交点 水戸市西原1丁目3483番36地先		105.03		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
内 原 8-3158号線	起点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市三野輪町1526番1地先	終点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市田島町736番4地先		264.00		5.40 ~6.60	移管道路

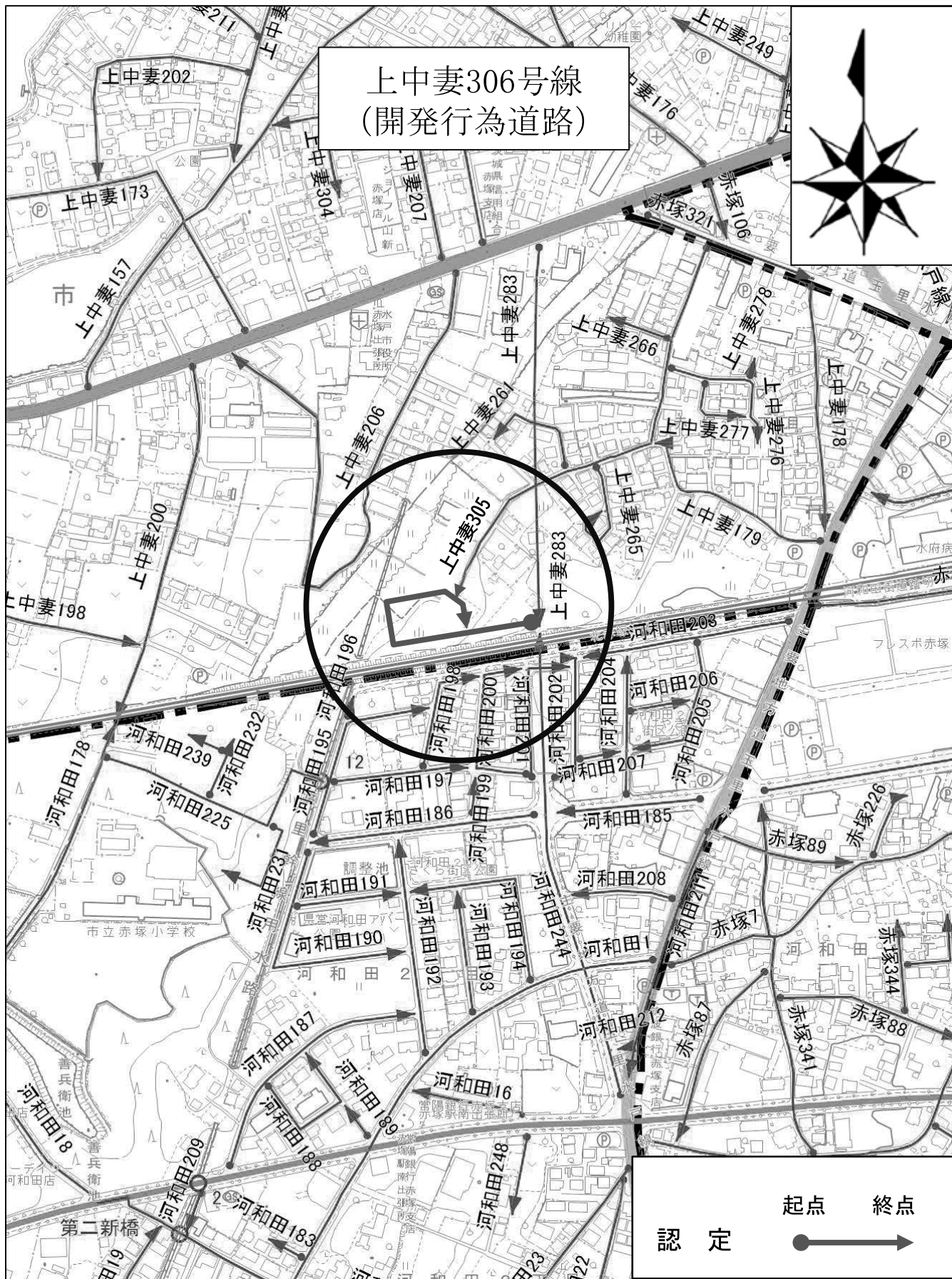
2 路線の廃止

路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
上中妻 177号線	起点 市道赤塚321号交点 水戸市赤塚1丁目2066番10地先	終点 水戸市赤塚1丁目1937番1地先		459.37		1.69 ~4.00	
笠原 279号線	起点 市道笠原43号交点 水戸市笠原町1773番6地先	終点 水戸市笠原町1766番地先		96.93		4.50	
常澄 8-0277号線	起点 市道常澄8-0273号交点 水戸市下大野町4055番地先	終点 水戸市下大野町3583番地先		52.00		1.80 ~2.00	

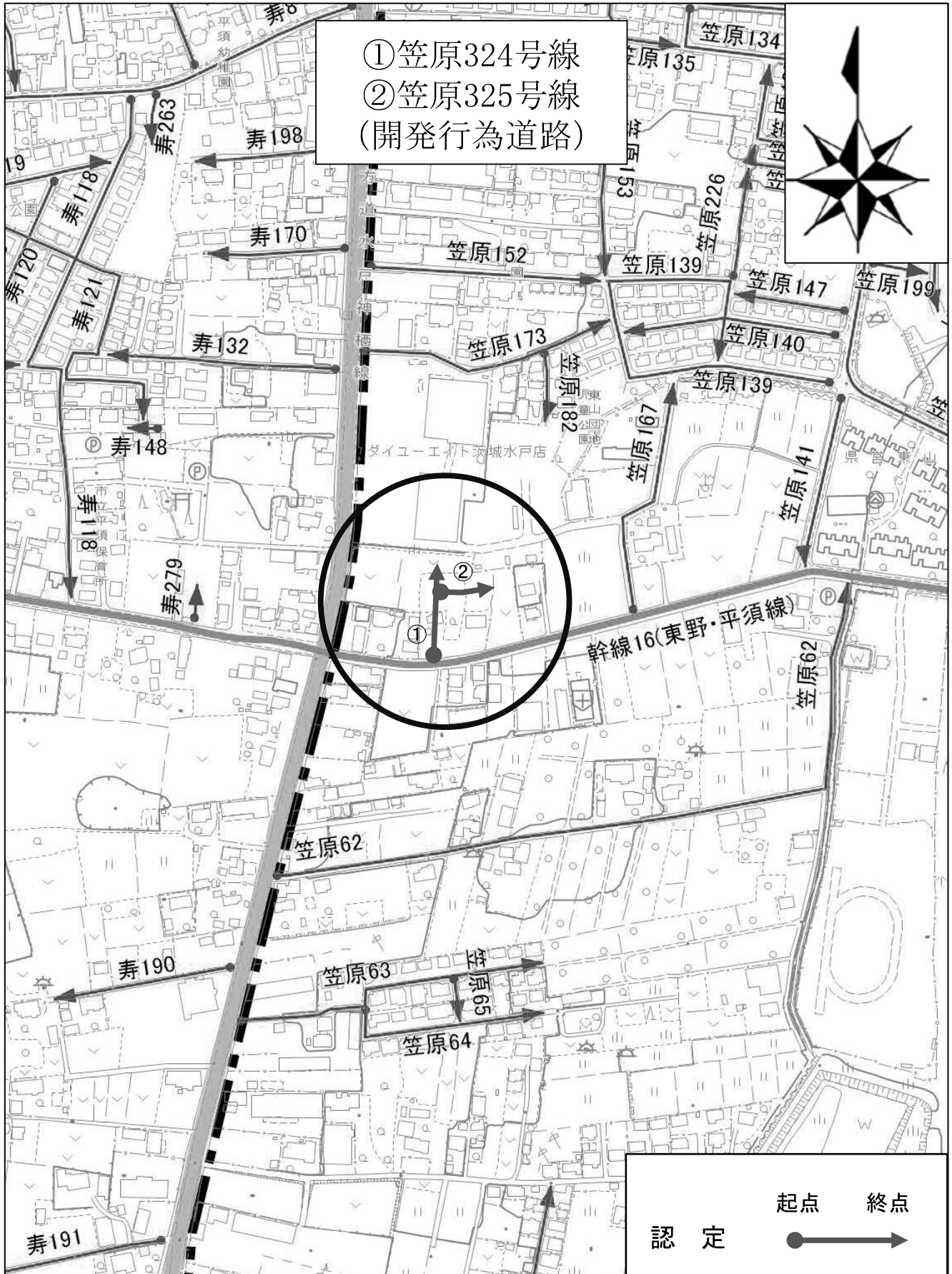
市道路線の認定の位置図



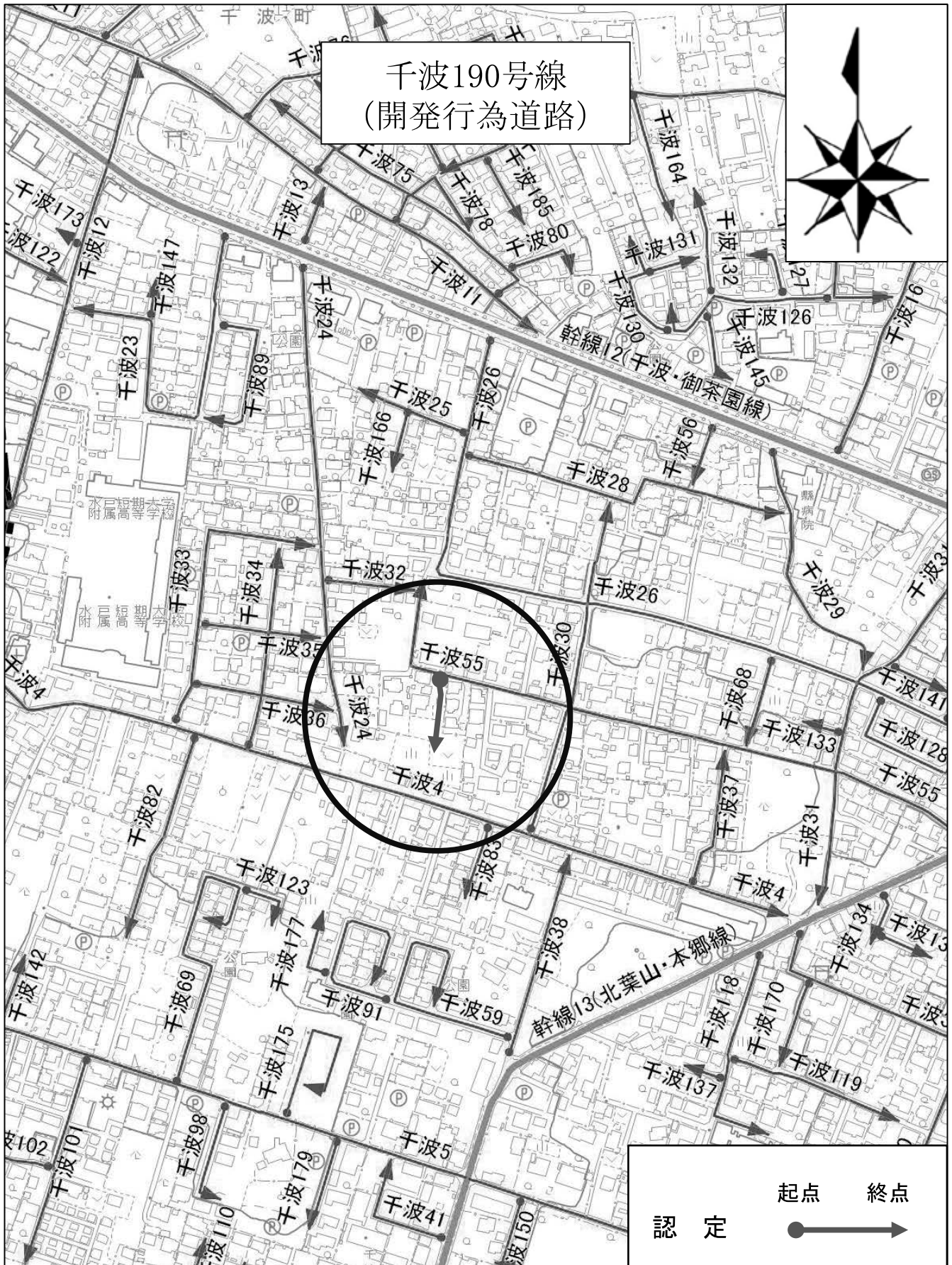
市道路線の認定の位置図



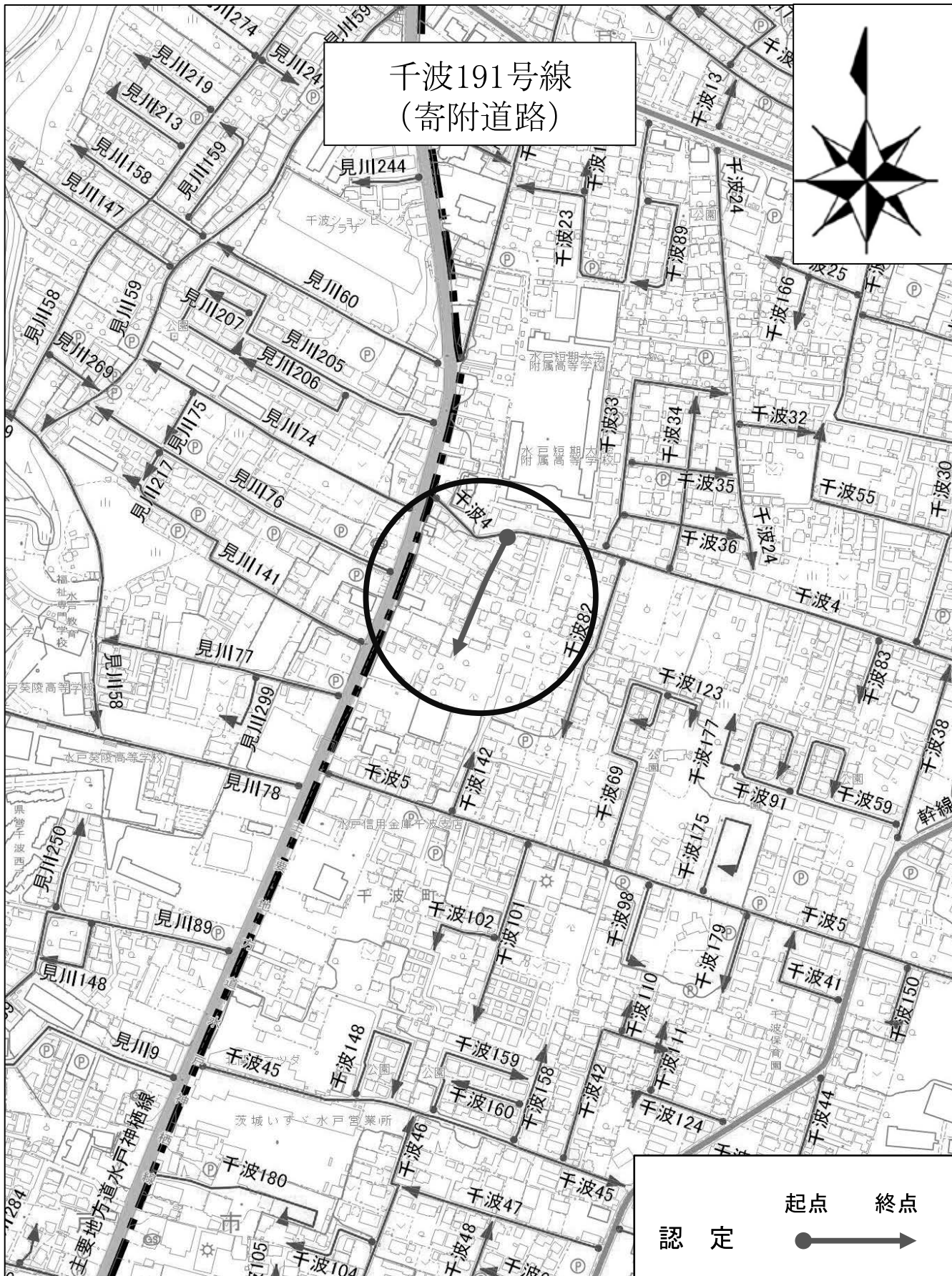
市道路線の認定の位置図



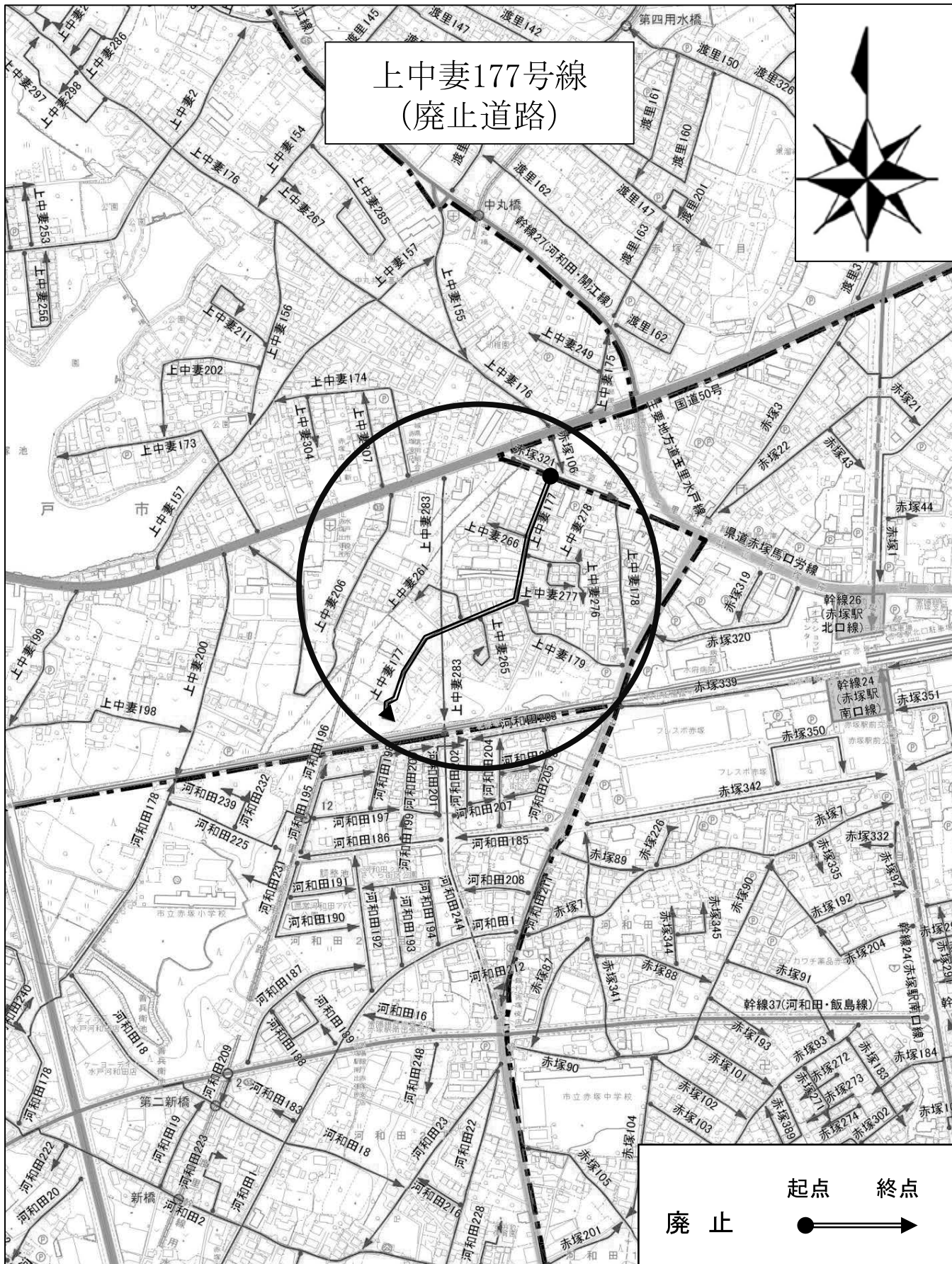
市道路線の認定の位置図



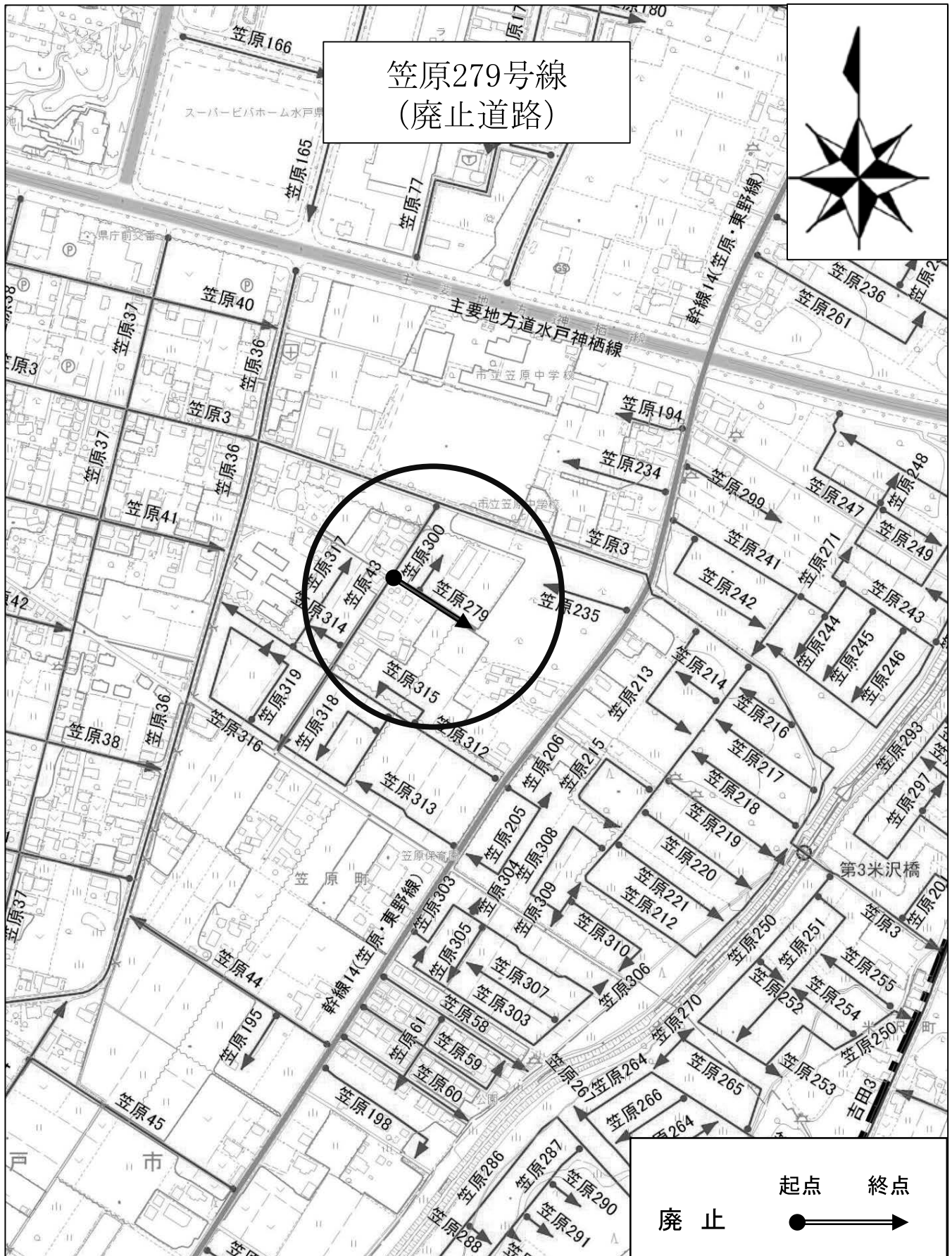
市道路線の認定の位置図



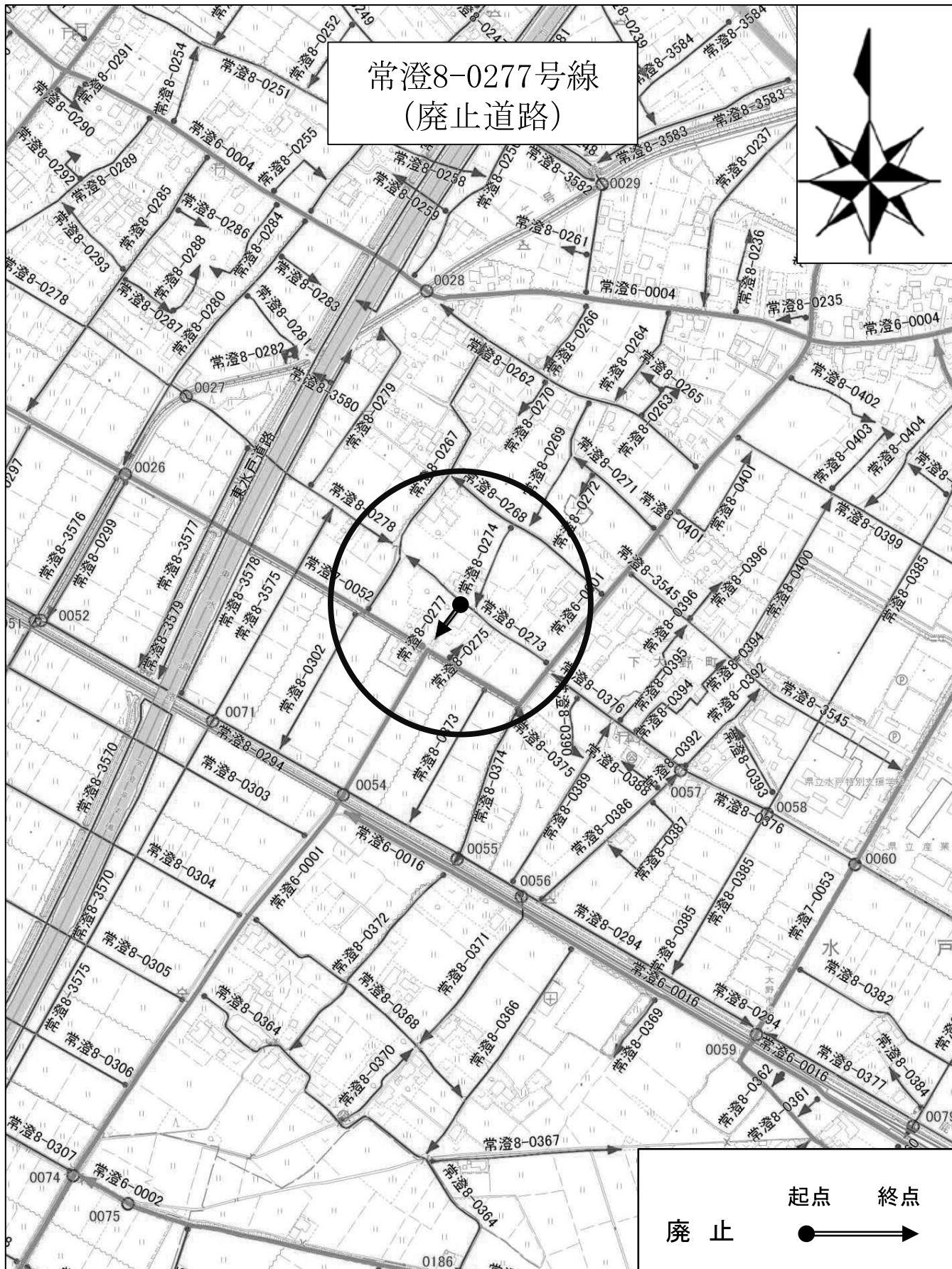
市道路線の廃止の位置図



市道路線の廃止の位置図



市道路線の廃止の位置図



令和8年度水戸市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度水戸市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633,715千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,447,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 28,793,565	千円 416,631	千円 29,210,196
	1 国庫負担金	23,547,605	398,475	23,946,080
	2 国庫補助金	5,162,438	18,156	5,180,594
21 繰越金		300,000	152,592	452,592
	1 繰越金	300,000	152,592	452,592
22 諸収入		2,802,868	1,492	2,804,360
	5 雑入	2,458,183	1,492	2,459,675
23 市債		9,642,000	63,000	9,705,000
	1 市債	9,642,000	63,000	9,705,000
歳 入 合 計		130,814,000	633,715	131,447,715

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 57,596,551	千円 550,948	千円 58,147,499
	3 生活保護費	10,007,399	550,948	10,558,347
10 教育費		17,260,237	82,767	17,343,004
	1 教育総務費	1,727,453	5,856	1,733,309
	4 幼稚園費	2,544,722	76,911	2,621,633
歳 出 合 計		130,814,000	633,715	131,447,715

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
掘斎場火葬炉設備整備に係る債務負担	令和8年度から 令和12年度まで	千円 715,000

第3表 地方債補正

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
幼稚園事業	千円 63,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

報告第8号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第16条中「，第114条第1項」を削り，同条第2号及び第3号中「第114条第1項の申告書，」を削る。

第24条第3項中「所得を」を「所得（法第23条第1項第15号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を」に改める。

第108条第1項を次のように改める。

軽自動車税は，原動機付自転車，軽自動車，小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し，当該軽自動車等の所有者に課する。

第108条第2項を削り，同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に，「，第1項」を「，前項」に，「その」を「当該軽自動車等の」に改め，同項を同条第2項とする。

第109条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には，買主を当該軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。

第109条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り，同条第3項及び第4項を削る。

第111条から第116条までを次のように改める。

第111条から第116条まで 削除

第117条から第120条までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第121条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め，同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に，「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め，同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第122条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第123条（見出しを含む。）及び第124条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第125条第2項中「第108条第3項ただし書」を「第108条第2項ただし書」に，「種別割」を「軽自動車税」に改め，同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第18条第10項中「第15条第25項第1号イ」を「第15条第24項第1号イ」に，「2分の1」を「3分の1」に改め，同条第11項中「第15条第25項第1号ロ」を「第15条第24項第1号ロ」に，「2分の1」を「3分の1」に改め，同条第12項中「第15条第25項第1号ハ」を「第15条第24項第1号ハ」に，「2分の1」を「3分の1」に改め，同条第13項中「第15条第25項第1号ニ」を「第15条第24項第1号ニ」に，「2分の1」を「3分の1」に改め，同条第14項中「第15条第25項第2号」を「第15条第24項第3号イ」に，「14分の11」を「2分の1」に改め，同条第15項中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第24項第3号ロ」に，「12分の7」を「2分の1」に改め，同条第16項中「第15条第25項第3号ロ」を「第15条第24項第4号」に改め，同条第17項から第20項までを削り，同条中第21項を第17項とし，第22項から第28項までを4項ずつ繰り上げ，第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は，2分の1とする。

付則第19条第16項各号列記以外の部分を次のように改める。

法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

付則第19条第16項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別付則第23条から付則第27条までを次のように改める。

第23条から第27条まで 削除

付則第28条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第5項」を「第4項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「令和5年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項中「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定する」を「同項に規定する3輪以上の」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第5項を削る。

付則第29条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第5項まで」を「又は第4項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（固定資産税等に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の水戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 6 この条例の施行の日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和8年3月31日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第9号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第19条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「及び同条第5項」を「並びに同条第5項本文」に改め、「各号エ」の次に「及びオ」を加え、「得た額の」を「得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の」に改め、同項第1号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

第19条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

第19条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第19条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額」は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」は」に、「及び介護納付金課税額」を「介護納付金課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額」に、「及び同条第4項ただし書」を「同条第4項ただし書及び同条第5項ただし書」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の10に定める18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

第19条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第22条の2中「18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者」を「18歳未満被保険者」に、「当該被保険者」を「当該18歳未満被保険者」に改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和8年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

第2条第1項中「令和7年4月1日」を「令和8年4月1日」に、「令和7年度分」を「令和8年度分」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成27年12月31日」を「平成28年12月31日」に、「令和6年の」を「令和7年の」に改め、「（以下「令和6年世帯基準所得額合算額」という。）」を削り、「令和7年度分」を「令和8年度分」に、「別表第2」を「別表」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中「平成28年1月1日」を「平成29年1月1日」に、「第2条第3項各号」を「第2条第2項各号」に改め、同表を別表とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和7年度分の国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第2条の規定に該当する者の令和8年4月1日以後の日を納期限とする国民健康保険税の減免の申請については、改正前の第4条第2項中「令和8年3月31日」とあるのは、「令和9年3月31日」とする。
- 3 令和8年度において改正後の第2条の規定に該当する者で改正前の第2条の規定により令和7年度分の国民健康保険税の減免を受けたもの（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例第4条第1項ただし書の規定の適用を受けた者を除く。）については、同項本文の規定による令和8年度分の国民健康保険税の減免の申請があったものとみなす。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和8年4月7日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例（平成23年水戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

第2条第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第3項中「令和7年度に」を「令和8年度に」に、「令和6年度分」を「令和7年度分」に、「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和7年度分の介護保険料の減免の申請については、なお従前の例による。この場合において、令和8年4月1日以後の日を納期限とする令和7年度分の介護保険料の減免の申請については、改正前の第2条第2項中「令和8年3月31日」とあるのは、「令和9年3月31日」とする。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和8年4月7日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第12号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第11条第1項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

付則第18条第3項中「第15条第14項」を「第15条第13項」に改め、同条第4項中「第15条第21項」を「第15条第20項」に改め、同条第5項中「第15条第22項第1号」を「第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「第15条第22項第2号」を「第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「第15条第22項第3号」を「第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「第15条第23項第1号」を「第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「第15条第23項第2号」を「第15条第22項第2号」に改め、同条第21項中「第15条第28項」を「第15条第27項」に改め、同条第22項中「第15条第32項」を「第15条第31項」に改め、同条第23項中「第15条第36項」を「第15条第35項」に改め、同条第24項中「第15条第37項」を「第15条第36項」に改め、同条第25項中「第15条第40項」を「第15条第39項」に改め、同条第26項中「第15条第41項」を「第15条第40項」に改める。

付則第19条第7項中「第12条第16項」を「第12条第17項」に改め、同条第8項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「第12条第23項」を「第12条第24項」に改め、同項第6号中「第12条第24項」を「第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「第12条第31項」を「第12条第32項」に改め、同条第15項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改める。

付則第46条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第13号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

報告第14号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市吉沢町280番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第15号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市南町3丁目3番23地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和7年度水戸市一般会計継続費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和7年度水戸市一般会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
2	1	総務管理費	22,000,000	13,200,000	-	13,200,000	2,300,000	10,900,000	10,900,000	-	9,000,000	-
				常澄庁舎長寿命化改修事業								
		五軒市民センター改築事業(解体工事)	260,000,000	69,800,000	-	69,800,000	32,311,907	37,488,093	37,488,093	-	-	36,100,000
		五軒市民センター改築事業(基本・実施設計委託)	60,000,000	27,000,000	-	27,000,000	976,470	26,023,530	26,023,530	-	-	25,500,000
4	4	清掃費	1,406,000,000	252,500,000	-	252,500,000	167,875,700	84,624,300	84,624,300	-	72,400,000	-
				旧清掃事務所等跡地整備事業								
8	3	河川費	330,000,000	106,000,000	-	106,000,000	63,600,000	42,400,000	42,400,000	-	42,400,000	-
				内原町調整池整備事業								
	4	都市計画費	320,000,000	128,000,000	-	128,000,000	43,600,000	84,400,000	84,400,000	-	84,400,000	-
				東赤塚都市下水路整備事業								
10	2	小学校費	2,183,000,000	80,000,000	997,759,573	1,077,759,573	1,044,291,700	33,467,873	33,467,873	-	27,500,000	-
				寿小学校長寿命化改築事業								
		妻里小学校長寿命化改築事業	1,103,000,000	687,400,000	324,000,000	1,011,400,000	503,673,360	507,726,640	507,726,640	85,331,000	409,700,000	-

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額		支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額				計	繰越金	特 定 財 源	其 他
3	中学校費	第四中学校校舎増築事業	801,000,000	232,000,000	-	232,000,000	216,134,176	15,865,824	3,665,824	-	12,200,000	-
			661,000,000	182,000,000	-	182,000,000	70,672,600	111,327,400	16,227,400	-	95,100,000	-
	計		7,146,000,000	1,777,900,000	1,321,759,573	3,099,659,573	2,145,435,913	954,223,660	54,592,660	85,331,000	752,700,000	61,600,000

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		一般財源
2 総務費	1 総務管理費	交通政策経費	163,247,000	30,000,000	-	15,736,000	11,600,000	-	2,664,000	
		市民センター長寿命化 改修事業費	272,000,000	1,700,000	-	-	-	-	1,700,000	
3 戸籍住民基本台帳費	3 戸籍住民基本台帳経費	防災管理経費	224,526,000	124,144,000	-	50,000,000	54,100,000	-	20,044,000	
		戸籍住民基本台帳経費	153,810,000	13,409,000	-	13,409,000	-	-	-	
3 民生費	1 社会福祉費	市民税非課税世帯等く らしサポ一ト給付金経 費	461,000,000	457,900,000	-	457,368,024	-	-	531,976	
		介護保険推進経費	108,864,000	98,900,000	-	98,900,000	-	-	-	
4 衛生費	2 児童福祉費	子育て支援経費	165,784,000	4,785,000	-	-	4,300,000	-	485,000	
		物価高対応子育て応援 手当経費	853,000,000	65,200,000	-	63,945,000	-	-	1,255,000	
4 衛生費	3 墓園斎場費	子育て世帯生活応援特 別給付金経費	300,000,000	41,600,000	-	41,104,000	-	-	496,000	
		掘斎場長寿命化改修事 業費	35,000,000	6,000,000	-	-	-	-	6,000,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入	未収入		特定財源		
						特定財源	国県支出金	地方債		その他
4 清掃費		清掃事務所運営経費	110,117,000	49,008,349	-	-	36,700,000	-	12,308,349	
	5 上水道費	水道事業会計繰出金	570,000,000	458,800,000	-	370,000,000	88,800,000	-	-	
6 農林水産業費	1 農業費	国補土地改良事業費	39,000,000	13,400,000	-	13,300,000	-	-	100,000	
		県単土地改良事業費	32,600,000	22,700,000	-	11,300,000	-	-	100,000	
7 商工費	2 林業費	林業管理経費	37,447,000	22,300,000	-	-	-	-	22,300,000	
		1 商工費	570,269,000	490,000,000	-	490,000,000	-	-	-	
8 土木費	1 土木管理費	企業立地促進経費	414,480,000	34,400,000	-	-	-	-	34,400,000	
		建築確認等経費	86,324,000	6,026,000	-	5,021,000	-	-	1,005,000	
2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう費	道路管理経費	177,949,000	12,500,000	-	2,100,000	6,100,000	-	4,300,000	
		橋りょう維持補修費	83,734,000	14,500,000	-	7,666,000	-	-	6,834,000	
		道路新設改良事業費	609,200,000	285,400,000	-	134,046,000	135,200,000	-	16,154,000	
		側溝新設改良事業費	204,000,000	40,600,000	-	-	40,600,000	-	-	
3 河川費	3 河川費	狭あい道路及び後退敷地整備事業費	400,000,000	149,200,000	-	72,144,000	64,900,000	-	12,156,000	
		道路新設改良事業費(内原地区)	95,000,000	26,100,000	-	14,146,000	10,400,000	-	1,554,000	
		交通安全施設整備事業費	208,000,000	64,700,000	-	31,537,000	23,100,000	-	10,063,000	
4 都市計画費	4 都市計画費	河川事務費	71,400,000	33,700,000	-	16,850,000	-	-	16,850,000	
		排水路整備事業費	578,100,000	131,300,000	-	-	131,300,000	-	-	
		河川改良事業費	36,000,000	11,400,000	-	-	11,400,000	-	-	
		都市計画推進経費	241,000,000	3,000,000	-	-	-	-	3,000,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入		その他	
						国県支出金	特定債		
		市街地整備推進事業費	283,300,000	147,100,000	-	68,740,000	17,500,000	-	60,860,000
		水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業費	1,982,340,000	700,000,000	-	350,000,000	329,300,000	-	20,700,000
		内原駅周辺地区整備事業費	249,400,000	185,600,000	-	89,650,000	80,600,000	-	15,350,000
		国補街路整備事業費	1,520,000,000	547,900,000	-	301,334,000	246,500,000	-	66,000
		単市街路整備事業費	33,600,000	8,200,000	-	-	-	-	8,200,000
		都市下水路整備事業費	442,800,000	114,000,000	-	-	103,700,000	-	10,300,000
		公園等管理経費	857,830,000	24,300,000	-	-	-	-	24,300,000
		国補公園建設事業費	426,000,000	280,100,000	-	131,979,650	119,700,000	-	28,420,350
		単市公園建設事業費	119,482,000	5,000,000	-	-	-	-	5,000,000
		千波湖浄化経費	36,166,000	7,700,000	-	-	-	-	7,700,000
	5	住宅整備事業費	362,400,000	50,000,000	-	22,687,000	27,200,000	-	113,000
9	1	消防自動車管理経費	56,348,000	39,996,000	-	-	-	-	39,996,000
10	1	総合教育研究所運営経費	57,896,000	3,100,000	-	-	-	-	3,100,000
	2	小学校施設整備整備事業費	202,500,000	30,000,000	-	10,000,000	20,000,000	-	-
		見川小学校校舎改築事業費	120,000,000	80,000,000	-	-	60,000,000	-	20,000,000
		吉沢小学校校舎増築事業費(2期)	60,300,000	40,100,000	-	-	26,200,000	-	13,900,000
	3	中学校屋内運動場空調設備整備・トイレ洋式化事業費	77,400,000	14,900,000	-	-	14,900,000	-	-

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源		
						国県支出金	地方債	その他		
5	社会教育費	文化財保護経費	106,603,000	22,800,000	-	22,800,000	-	-	-	
		くれふしの里古墳公園 管理経費	34,610,000	29,920,000	-	26,900,000	-	-	3,020,000	
		図書館運営経費	364,064,000	27,000,000	-	24,300,000	-	-	2,700,000	
6	保健体育費	体育施設整備事業費	221,300,000	7,000,000	-	-	-	-	7,000,000	
		東町運動公園体育館観 客席等改修事業費	518,000,000	63,000,000	-	46,700,000	-	-	16,300,000	
		計	15,434,190,000	5,140,388,349	-	2,882,962,674	1,796,100,000	2,282,976	459,042,699	

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	540,600,000	258,700,000	163,200,000	-	95,500,000	-	-
	計		540,600,000	258,700,000	163,200,000	-	95,500,000	-	-

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入		財源	
						国県支出金	特定財源	地方債	その他
1 東前第二土地区画整理事業費	1 東前第二土地区画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	146,600,000	50,600,000	-	-	-	-	
		計	146,600,000	50,600,000	-	-	-	-	

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和7年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続の総費額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度繰越額	計				企業債	一般会計出資金	国庫補助金	損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	楮川浄水場浄水設備取替事業	589,600,000	302,500,000	171,600,000	474,100,000	-	474,100,000	474,100,000	249,300,000	-	-	224,800,000	-
		楮川系取水・導水施設電気設備取替事業	770,000,000	253,000,000	151,800,000	404,800,000	101,200,000	303,600,000	303,600,000	110,500,000	-	-	193,100,000	-
		楮川浄水場薬品注入施設電気設備取替事業	176,000,000	88,000,000	-	88,000,000	35,200,000	52,800,000	52,800,000	-	-	-	52,800,000	-
		開江浄水場ろ過池機械設備取替事業	770,000,000	257,400,000	-	257,400,000	102,900,000	154,500,000	154,500,000	51,500,000	-	-	103,000,000	-
		楮川浄水場沈澱池耐震補強事業	251,900,000	125,400,000	-	125,400,000	-	125,400,000	125,400,000	73,200,000	14,600,000	18,119,000	19,481,000	-
		計	2,557,500,000	1,026,300,000	323,400,000	1,349,700,000	239,300,000	1,110,400,000	1,110,400,000	1,110,400,000	484,500,000	14,600,000	18,119,000	593,181,000

令和8年6月1日提出

令和7年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					翌年度繰越額に係る必要な資産の購入額	説明		
						企業債	一般会計出資金	国庫補助金	工事負担金	損益勘定留保資金			不用額	
1 資本的支出	1 建設改良費	整備事業費	円 1,518,291,500	円 911,224,000	円 607,064,200	円 250,300,000	円 742,000,000	円 60,205,000	円 -	円 222,359,200	円 3,300	円 -	関係機関との協議に日時を要したため	
		負担事業費	円 193,820,000	円 115,498,500	円 44,322,700	-	-	円 44,322,700	-	-	円 33,998,800	-	円 -	関係機関との協議に日時を要したため
		改良事業費	円 105,231,708	円 63,492,000	円 34,518,000	円 19,800,000	-	-	円 4,029,000	-	円 10,689,000	円 7,221,708	-	円 -
		計	円 1,817,343,208	円 1,090,214,500	円 685,904,900	円 270,100,000	円 742,000,000	円 64,234,000	円 44,322,700	円 233,048,200	円 41,223,808	-		

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和7年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 発（見込）額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度通繰額	計				企業債	国庫補助金	損留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター監視制御・No.1雨水ポンプ機械設備改築事業	1,131,000,000	377,300,000	306,400,000	683,700,000	306,400,000	377,300,000	377,300,000	181,000,000	196,243,750	56,250	-
	計		1,131,000,000	377,300,000	306,400,000	683,700,000	306,400,000	377,300,000	377,300,000	181,000,000	196,243,750	56,250	-

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

令和7年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和7年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度	説明
						企業債	国補助金	庫損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良費	3,045,810,300	1,809,023,883	1,030,078,000	664,500,000	337,577,400	28,000,600	206,708,417	-	関係機関との協議に日時を要したため
		ポンプ場建設改良費	98,261,000	28,200,000	69,630,000	57,400,000	12,135,000	95,000	431,000	-	関係機関との協議に日時を要したため
		処理場建設改良費	127,695,200	26,352,200	95,995,000	59,000,000	36,799,900	195,100	5,348,000	-	関係機関との協議に日時を要したため
		流域下水道建設費	86,729,000	8,664,000	78,065,000	77,900,000	-	165,000	-	-	国の補正予算であり執行が次年度にわたるものがあるため
	計		3,358,495,500	1,872,240,083	1,273,768,000	858,800,000	386,512,300	28,455,700	212,487,417	-	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	翌年度営業収益	円			
1 下水道事業費	1 営業費用	管渠費	5,379,000	-	5,379,000	2,689,500	2,689,500	-	-	-	関係機関との協議に日時を要したため
			41,200,000	-	41,200,000	20,600,000	20,600,000	-	-	-	関係機関との協議に日時を要したため
	計		46,579,000	-	46,579,000	23,289,500	23,289,500	-	-	-	

款	項	事業名	予計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	庫	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設費	22,939,000	20,508,000	2,431,000	2,400,000	-	-	31,000	-	-	資機材の調達に日時を要したため
			22,939,000	20,508,000	2,431,000	2,400,000	-	-	31,000	-	-	
	計		22,939,000	20,508,000	2,431,000	2,400,000	-	-	31,000	-	-	

令和8年6月1日提出

水戸市長 高橋 靖

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和8年度事業計画及び 予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和8年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和8年度事業計画及び予算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和8年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市農業公社の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和8年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市公園協会の令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和8年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和8年度事業計画及び予算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和8年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和8年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和8年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和8年度事業計画及び 予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和8年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年6月1日提出

水戸市長 高 橋 靖